2　協会員が、反社会的勢力による被害を防止するためには、当協会、業界団体等又は全国暴力追放運動推進センターから提供された、反社会的勢力に関する情報（以下、「反社情報」という。）を積極的に活用する必要がある（ただし、当協会等から提供される反社情報と同等の反社情報を自ら収集・蓄積し、又はグループ内で共有している場合は、当該情報を使用すること。）。

反社情報の活用に際しては、当協会、業界団体等又は全国暴力追放運動推進センターが定める当該情報の取扱い等に係る規定等を遵守しなければならない。

3　協会員が、反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備が必要である。

4　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　反社会的勢力との関係遮断のため組織的に対応するための方策

⑵　反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築（反社情報の一元的管理、外部専門機関との連携等を含む）

⑶　反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施態勢（反社情報の活用、暴力団排除条項の導入等を含む）

⑷　反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、適切な事後検証の実施態勢

⑸　反社会的勢力との取引解消に向けた対応方法

⑹　反社会的勢力による不当要求に対処するための社内態勢

⑺　株主情報の適切な管理態勢

⑻　反社会的勢力による被害防止に係る規定の担当役職員に対する周知徹底方法

⑼　反社会的勢力による被害防止の取組みが適切かどうかの検証方法

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第４条　資金需要者等に関する情報について、安全管理措置を図ることは資金需要者等の信頼を確立し、ひいては貸金業界の健全性を確保するうえでも重要である。協会員が、資金需要者等に関する情報の適切な取扱いを行うためには、貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）第10条の２及び第10条の４の規定に加え、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年11月20日金融庁告示第63号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成17年１月６日金融庁告示第１号）の規定に則った、社内態勢の整備を図る必要がある。

2　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　個人情報保護に関するガイドライン

⑵　クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報を保有する場合には、当該クレジットカード情報の取扱いに係る社内態勢

⑶　法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第１条第４項第14号）を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る社内態勢

⑷　個人情報保護に関するガイドライン等を適切に運用するための社内態勢及び役職員に対する周知徹底方法

⑸　顧客情報の管理が適切かどうかの検証方法

（外部委託）

第５条　協会員が貸金業の業務を第三者に委託（以下「外部委託」という。）するに際しては、資金需要者等の利益の保護の観点から、当該協会員と資金需要者等との間の権利義務関係に不当な影響を与えることがないよう、資金需要者等に対しては、当該協会員自身が業務を行ったものと同様の権利を確保しなければならない。協会員は、外部委託に伴う様々なリスクを的確に管理するために、法令等遵守態勢の整備された業者のみを委託先とする選定基準や、委託業務に関する資金需要者等からの苦情相談態勢の整備などの方策を講ずることにより、当該委託先の業務の適正な運営を確保するものとする。

2　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　適正な委託先の選定基準及び選定方法

⑵　委託先の法令遵守態勢を確保するための必要な措置

⑶　委託リスクが顕在化した場合の資金需要者等の利益保護のための措置（委託契約の内容、資金需要者等への対応等を含む）

⑷　外部委託により顧客利便性に支障が生じないための社内態勢

⑸　委託業務に関する苦情等に係る社内態勢

⑹　委託業務に係る社内規則等の担当役職員に対する周知徹底方法

⑺　委託業務が適切かどうかの検証方法

（取引時確認等の措置）

第６条　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく取引時確認等の措置を、的確に実施するための内部管理体制を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するうえで重要な意義を有している。

2　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　取引時確認等の措置に係る規定

⑵　取引時確認等の措置を的確に実施するための社内態勢

⑶　取引時確認等の措置に係る規定の役職員に対する周知徹底方法

⑷　取引時確認等の措置が適切かどうかの検証方法

⑸　役職員の採用にあたって、テロ資金供与やマネー・ローンダリング対策実施の観点からの選考基準

（相談及び助言の対応態勢）

第７条　協会員が資金需要者等の貸付けの契約の締結及び債務の返済に関する相談に対し、返済計画策定及び資金需要者等の要望に応じて第三者機関を案内するなどの適切な対応をすることは、貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）第12条の９に基づいて規定される自主規制基本規則第２章第４節に掲げる、資金需要者等の返済余力を超える借入れを防止し、また、返済余力を超えた資金需要者等の家計の健全化を図る目的に資する重要なものである。

2　協会員は、協会が別に定める紛争解決等業務に関する規則（以下「紛争解決等業務規則」という。）に定められた協会員の責務に留意しつつ、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　利用者の借入れ行動に対する明示的な啓発活動の実施

⑵　資金需要者等の状態に応じた相談対応基準及び紹介団体等

⑶　相談及び助言を適切に対応するための社内態勢

⑷　相談及び助言に関し、役職員に対する周知徹底方法

⑸　相談及び助言が適切かどうかの検証方法

（苦情及び紛争等対応態勢）

第８条　協会員が資金需要者等からの苦情、紛争等（以下「苦情等」という。）に迅速かつ適切に対応し、資金需要者等の理解を得ようとすることは、資金需要者等に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つである。また、経営陣は、資金需要者等からの苦情等が業務運営に係る問題提起であり、業務改善や顧客サービス向上のために有益な情報であることを認識し、自主規制基本規則第２章第５節に留意して対応する必要がある。

2　協会員は、紛争解決等業務規則に定められた協会員の責務に留意しつつ、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　苦情等申出に係る規定（苦情等対応窓口、経営陣等への報告態勢、苦情等申立人に対する結果の報告等を含む）

⑵　苦情等申出に対し、迅速かつ適切に対応するための社内態勢

⑶　苦情等申出に係る社内規則等の役職員に対する周知徹底方法

⑷　苦情等申出への対応が適切かどうかの検証方法